

**名古屋市立中高等学校における柔道授業・部活動
の安全対策の取り組み状況**

**平成25年5月
名古屋市教育委員会**

I はじめに

平成23年6月15日（水）17時15分頃、名古屋市立向陽高等学校武道場において、男子生徒（1年）が柔道部の練習中に後頭部を畳で打撲し、安静にしていたが、その後、立ち上がろうとして意識を失ったため、救急搬送し、緊急手術等を行ったものの、7月23日（土）に当該生徒が死亡に至るという事故が発生した。

名古屋市教育委員会は、この事故を重く受け止め、事故を検証し、安全な柔道を実施していくため、柔道安全指導検討委員会を設置した。検討委員会では「中学校柔道教育課程」「高等学校柔道安全指導の手引き」「部活動初心者への指導の手引き」についても検討がなされた。

平成24年5月11日（金）には、柔道安全指導検討委員会から名古屋市教育委員会へ報告書が提出された。

この報告書を受け、名古屋市教育委員会は、「中学校柔道教育課程」「高等学校柔道安全指導の手引き」「柔道部活動初心者への指導の手引き」を作成し、5月中に名古屋市立中高等学校へ配布し、柔道の安全な指導を徹底するよう指示した。

また、柔道の安全な指導を行うために講演会や研修会、巡回指導などを実施した。

今回、柔道安全指導検討委員会の報告書が、名古屋市教育委員会へ提出されて1年が過ぎ、柔道授業および部活動における安全対策等の達成状況について、公表するものである。

II 柔道授業・部活動における安全対策の達成状況

柔道授業・部活動実施校は、柔道安全指導検討委員会で検討された「中学校柔道教育課程」「高等学校柔道安全指導の手引き」「柔道部活動初心者への指導の手引き」を6月から活用し、安全な柔道授業・部活動を実施してきた。

以下に挙げる結果は、教育過程・手引きに記載した安全対策の項目について、各学校において、どのように行われたかを調査し、達成状況としてまとめたものである。

（調査回答者：柔道部活動顧問および柔道授業担当教員）

<安全対策の項目>

1 事故を防止するために

(1) 練習の際の配慮

- ・ 投げる場合は、引き手をはなさず相手が受け身を取りやすいように投げる。
- ・ 正しい崩しや体さばきを意識しながらかかり練習（打ち込み）や約束練習を行わせ、正しい技を身に付けさせる。
- ・ 順序性を考え段階的に指導を行う。
- ・ 継続して受け身を練習させ、正しい技能レベルに応じた受け身を身に付けさせる。
- ・ 授業や部活動の開始時に十分に健康観察を行う。
- ・ 練習に必要なスペースを十分に確保し、練習をする他の組みとの接触を防ぐため、間に人を立たせて防護するなどの工夫をする。

<実施状況>

- 十分な準備運動や受け身に時間をかけた指導を実施した。
- 部活動では、無理のない指導計画を作成し、その計画に沿って実施した。
- 練習時には生徒同士がぶつからないよう十分なスペースを確保した。
- 部活動では、文部科学省や市教育委員会が出している安全対策に沿って練習を行った。
- 部活動では初心者には段階的な指導（受け身が体得できるまでは立ち技はさせないなど）を行った。

(2) 環境に対する配慮

- ・ 授業や部活動の開始前には、格技場（柔道場）の安全点検を十分に行う。
- ・ 柔道場の温度と湿度、換気などの環境に注意を払う。
- ・ 畳がずれてできる隙間には、緩衝剤を詰めたり、滑り止め器具を活用したりするなどの対策をする。

<実施状況>

- 練習環境の安全確認（畳等）を行った上で実施した。
- 柔道授業および部活動実施校全校において、投げ込み用マットを活用し、安全に配慮して実施した。
- 畳に隙間がないか確認して実施した。

(3) その他の配慮

- ・ 爪をしっかり切る。女子の髪留め用ゴムを手首につけたまま練習させないなどの配慮をする。
- ・ 柔道衣は正しく着けさせる。
- ・ 高血圧、心肥大、虚血性心疾患、心筋症、心筋炎、不整脈などの既往症がある生徒には十分配慮する。

<実施状況>

- 事前の健康観察を徹底するとともに、生徒の健康状態の確認を指導中も行った。
- 体調を把握し、状況に応じて練習内容の指示を行った。
- 柔道の概要説明、礼法、受け身を中心に実施した。

2 投げ技でケガの起きやすい場面

(1) 受け身をとらずに手をついてしまうという場面

倒れることの怖さから、受け身をせずに手を着いてしまうことがある。

<実施状況>

- 受け身を丁寧に指導し、練習時間を増やして実施した。
- 基礎体力を付けるためのトレーニングを十分行った。
- 首を中心に体全体の筋力を高めるトレーニングを取り入れた。

(2) 担ぎ上げて投げるという場面

初心者は、担ぎ上げてから投げてしまい、「受」は、一旦高く持ち上げられてから真下に落とされて、受け身がとれない状態になる。

<実施状況>

- 中学校柔道授業では、受け身の指導を徹底した。また、自由練習（乱取り）は取り扱わなかった。高等学校体育授業においても約束練習までで、自由練習（乱取り）は、取り扱わなかった。
- 部活動での初心者自由練習参加は、教師が受け身の技能を認めてからしか行わせなかった。（約束練習を十分な回数行った後）

(3) 体格や体力の異なる相手に技をかけるという場面

「取」は無理な体勢から投げたり相手をかばって投げたりしてしまい、「受」も倒れるタイミングが大きく異なり受け身がとりにくく、双方にとって危険である。

<実施状況>

- 無理な投げ・受けに対しては注意を促し、実施した。
- 部活動では実力に合わせて自由練習の際に取り組みせる人数を制限した。
- 部活動での自由練習の際は、生徒の動きの変化を観察し、異常を感じたら中止させた。

(4) 後方に倒れる技を取り入れるという場面

後方に倒れる技は、受け身をする側の習熟度が高くないと、後頭部を強打したり、技をかける側が支えないと、覆い被さってしまうように倒れてしまったりする。

<実施状況>

- 中学校柔道授業では、固め技（寝技）は抑え技のみとし、投げ技は、1年生では、両膝立ちの姿勢からの「支え釣り込み足」「体落とし」、2年生は、立ち姿勢からの「支え釣り込み足」「膝車」「大腰（浮き腰）」「体落とし」、3年生は、立ち姿勢からの「背負い投げ」「釣り込み腰」「払い腰」のみとし、「大外刈り」「小内刈り」等の相手を後ろに倒す投げ技は実施しなかった。
- 高等学校柔道授業では、固め技（寝技）は、袈裟固め、横四方固め、上四方固めのみ。投げ技は「浮き腰」「腰車」「膝車」「小内刈り」「小外刈り」「体落とし」「内股」「大内刈り」を行い、「大外刈り」は、実施しなかった。
- 部活動においては、初心者は入部後6か月までは、立ち技の自由練習（乱取り）は実施しなかった。
- 部活動の自由練習前に受け身（後ろ、左右、前、前回りなど）の練習を実施した。
- 部活動において、初心者には大外刈りをかけてはならないという指示を出した。

(5) 力任せに投げるという場面

力任せに投げると、相手の首を抱え込んで投げようとしたり、バランスを崩したまま投げようとしたりする。

<実施状況>

- 中学校・高等学校柔道授業、部活動では、事故発生時の事前の備え、健康観察の徹底、安全に配慮した段階的指導、けがについての理解、事故発生時の対応について周知徹底した。

(6) 自由練習(乱取り)の早期実施という危険性

正しい受け身を習得できない段階や相手の力を利用することができていない段階での自由練習は、大変危険である。

<実施状況>

- 中学校柔道授業では、受け身の指導を徹底した。また、自由練習(乱取り)は実施しなかった。高等学校柔道授業でも約束練習までで、自由練習(乱取り)は、実施しなかった。
- 柔道部活動では、初心者は、練習開始から6か月までは、立ち技の自由練習(乱取り)を実施せず、受け身の徹底や首の強化などを中心に練習させた。
- 実力に合わせて自由練習の際に取り組みせる人数を制限した。
- 初心者の自由練習参加は、教師が受け身の技能を認めてからしか行わせなかった。(約束練習を十分な回数行ってから)また、初心者には大外刈りはかけないよう指示した。

3 ケガや事故が起きたときの対応

- (1) 冷静沈着に対応する。
 - (2) 傍観者を遠ざけ、リーダーシップをとるのは一人にする。
 - (3) 現場の状況を記憶し、証拠品(嘔吐物等)を保存する。
 - (4) 医師の診察を受けるまでの応急的一時的手当を心掛け、速やかに医療機関に搬送する。
- ※ 頭部や頸部の事故は基本的に動かさないようにする。

<実施状況>

- 「柔道の安全指導」(全日本柔道連盟発行、第三版 2011年6月出版)を平成24年5月までに柔道授業・部活動実施校へ配布し、安全な柔道の指導を徹底した。
- 頭部外傷を受けた場合にはどのように対処するかを事前に確認し、授業や部活動を実施した。また頭部外傷の対応を徹底した。
- 救急用品を備え、何かあったら応急処置をし、教頭へ連絡するようにした。
- 高等学校柔道部活動において、3件の頭部打撲が発生したが、どちらも顧問が指導する中でのことであった。顧問は、生徒をすぐに休ませ、安静状態にし、意識の確認を行った。意識があることを確認し、その後、病院へ搬送した。医療機関の診断を受け、1名は3年生であったため、その後柔道を行っていない。1名は、1か月間、柔道の練習を休ませたのち復帰させた。1名は、医療機関の診断の結果、異常はなかったが、4日間休養させた。保護者・学級担任・養護教諭への連絡を行い、怪我の情報の共有を行った。高等学校授業、中学校部活動では、それぞれ頭部打撲が1件ずつ発生しているが、同様の対応を行った。高等学校授業の生徒は、その後、授業は見学とした。中学校部活動の生徒は、CTでも異常なかったが、9日の休養期間ののち、医師の指示のもと、復帰させた。

4 柔道授業および柔道部活動の実施状況及び外傷件数

(1) 柔道授業の実施状況

①中学校（109校）

区 分	実施校数（実施率）	生徒数（実施率）
平成23年度	10校（9.17%）	2,378人（4.46%）
平成24年度	9校（8.26%）	2,916人（5.47%）

②高等学校（14校）

区 分	実施校数（実施率）	生徒数（実施率）
平成23年度	5校（35.71%）	1,115人（8.73%）
平成24年度	4校（28.57%）	778人（6.08%）

(2) 柔道部活動の実施状況

①中学校（109校）

区 分	実施校数（実施率）	生徒数（実施率）
平成23年度	5校（4.59%）	97人（0.18%）
平成24年度	6校（5.50%）	142人（0.27%）

②高等学校（14校）

区 分	実施校数（実施率）	生徒数（実施率）
平成23年度	6校（42.86%）	71人（0.56%）
平成24年度	6校（42.86%）	66人（0.52%）

(3) 柔道授業および柔道部活動における外傷件数・発生率

日本スポーツ振興センター報告分（平成25年5月1日現在）

区 分	平成23年度	平成24年度	増 減
授業（中学校）	18（0.06%）	4（0.01%）	-14（-0.05%）
授業（高等学校）	4（0.03%）	2（0.02%）	-2（-0.01%）
部活動（中学校）	24（0.10%）	19（0.05%）	-5（-0.05%）
部活動（高等学校）	29（0.16%）	20（0.12%）	-9（-0.04%）
合 計	75（0.09%）	45（0.05%）	-30（-0.04%）

※カッコ内は、参加1回あたりの外傷発生率（=外傷件数÷のべ実施回数）

※のべ実施回数は、1人あたりの実施回数（中学校授業は年12回、高等学校授業は年13回、部活動週5回52週）に生徒数を乗じて計算

(4) 柔道事故および柔道部活動における事象別外傷件数

日本スポーツ振興センター報告分 (平成25年5月1日現在)

区 分	内 容	平成23年度	平成24年度	増減
授業 (中学校)	骨折	5	2	-3
	挫傷・打撲	8	1	-7
	靭帯損傷・断裂	0	0	0
	捻挫・脱臼等	5	1	-4
	合計	18	4	-14
授業 (高等学校)	骨折	0	0	0
	挫傷・打撲	2	2	0
	靭帯損傷・断裂	0	0	0
	捻挫・脱臼等	2	0	-2
	合計	4	2	-2
授業合計 (中学校・高等学校)	骨折	5	2	-3
	挫傷・打撲	10	3	-7
	靭帯損傷・断裂	0	0	0
	捻挫・脱臼等	7	1	-6
	合計	22	6	-16
部活動 (中学校)	骨折	6	10	4
	挫傷・打撲	9	5	-4
	靭帯損傷・断裂	0	0	0
	捻挫・脱臼等	9	4	-5
	合計	24	19	-5
部活動 (高等学校)	骨折	7	7	0
	挫傷・打撲	12	4	-8
	靭帯損傷・断裂	3	3	0
	捻挫・脱臼等	7	6	-1
	合計	29	20	-9
部活動合計 (中学校・高等学校)	骨折	13	17	4
	挫傷・打撲	21	9	-12
	靭帯損傷・断裂	3	3	0
	捻挫・脱臼等	16	10	-6
	合計	53	39	-14
総 合 計	骨折	18	19	1
	挫傷・打撲	31	12	-19
	靭帯損傷・断裂	3	3	0
	捻挫・脱臼等	23	11	-12
	合計	75	45	-30

(5) 外部指導者派遣人数 (平成24年度)

中学校授業 (4人)、高等学校授業 (1人)

中学校部活動 (0人)、高等学校部活動 (9人)

III まとめ

平成24年6月以降、柔道授業・部活動実施校は、安全な指導を徹底していくために「教育課程」「指導の手引き」を活用し、指導を行ってきた。

その結果、「教育課程」「指導の手引き」等は、各校において、柔道を安全に指導する指標となった。外部指導者の増員や柔道授業・部活動実施校全校への投げ込み用マットの配置は、安全な柔道の指導に大きな役割を果たした。また、柔道部活動巡回指導では、専門家による安全指導を直接生徒に対して行うことができた。さらに、研修会・講演会を実施したことにより、頭部外傷の危険性を周知することができ、指導者の意識を高めることができた。

このような指導や研修等を行い、安全な柔道の指導に取り組んだところ、名古屋市内での柔道による事故を削減することができた。また、頭部打撲をした生徒への対応についても、いずれも軽微ではあったが、事前に怪我の対応について周知徹底していたため、適切な対応をとることができた。

しかし、部活動において部員数が少ないため、体格差に配慮した練習については十分とはいえない。こういった場面での個に応じた指導を充実させていく必要がある。

また、専門家との連携を深め、学校現場の問題に対して、気軽に相談ができる体制を整えていく必要がある。

「歴史・伝統・文化・公共に奉仕する精神」をきちんと教えることを目指し、平成24年4月から、中学校で武道が必修化された。今後も、武道必修化の趣旨を踏まえ、柔道を含め武道の振興に努め、授業において柔道を選択する学校および部活動で柔道を実施する学校には、安全な指導ができるよう外部指導者の派遣や投げ込み用マットの配置などの支援を行っていかねばならないと考える。

今回、柔道安全指導検討委員会の報告書の提言を受けての達成状況を公表するが、教育委員会としては、今後も柔道の指導が安全に行われるよう継続して取り組み、安全指導を徹底し、事故件数の減少に努めていきたい。また、事故が発生してしまった場合でも、迅速で適切な対応がとれるよう事故発生時の対応をより周知徹底していきたい。

<参考> 柔道安全指導検討委員会の提言を受けた名古屋市の対応

1 手引き・教育課程等の配布

- 「中学校柔道教育課程」の配布（平成25年5月）
- 「高等学校柔道安全指導の手引き」の配布（平成24年5月）
- 「柔道部活動初心者への指導の手引き」の配布（平成24年5月）
- 柔道部員・保護者へのパンフレット配布（平成24年5月）
- 柔道部への外部指導者の派遣増（1部に対して上限70回増）
- 柔道投げ込み用マットの購入（平成24年度予算、柔道授業・部活動実施校全校）

2 柔道安全指導説明会の開催（平成25年5月25日 守山中学校格技場）

- 事故調査報告書の説明 ○提言についての説明
- 中学校柔道教育課程・高等学校柔道指導の手引きについて実技を含めて説明
- 柔道部活動初心者への安全指導の手引き説明・実技

3 名古屋市柔・剣道講習会の開催（8月27日・28日・9月4日 露橋スポーツセンター）

- 参加者60名（保健体育担当教員、部活動指導者・講習会修了者で希望者）
- 講師：竹内外夫氏（中京大学教授）
- 内容：講義、実技

4 武道における安全指導研修会の開催（平成24年9月14日 名古屋市教育館）

- 参加者：中高等学校の体育指導にあたる教員、武道の部活動顧問（111名）
- 講師：二村雄次氏（愛知県病院事業庁長・医師）
- 内容：柔道安全指導検討委員会の概要、学校現場に求められる武道での安全指導

5 柔道部巡回指導の実施（各学期1回）

- 対象校数：（1学期6校、2学期6校、3学期3校）
- 講師：長谷川優氏（中京大学名誉教授）
- 内容：受け身練習前までの安全対策の講義・実技

6 相談窓口の常設

- 学校保健課が相談窓口となり、柔道専門家からの助言を学校に伝える体制の整備